



2022 文総総第 491 号
令和 4 年 6 月 30 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 4 年度（情運）諮問第 1 号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について、
下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

本区における個人情報保護制度については、文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）に基づき運用しているところであるが、この度、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正により、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に当該法律を解釈運用することとなった。

地方公共団体におけるデジタル社会形成整備法第 51 条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることから、改正法の施行に向けて、本区における個人情報保護制度の見直しを行うため、次の諮問事項における本区の対応について、貴審議会の御意見をお伺いするものである。

2 諮問事項

- (1) 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について
- (2) 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当